

御利用にあたって

1 調査の概要

(1) 調査の目的

経済センサスー活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としています。

(2) 調査日

平成 28 年 6 月 1 日

(3) 調査の対象

調査日現在、国内に所在する全ての事業所・企業が対象です。ただし、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に属する事業所並びに国及び地方公共団体の事業所は調査対象外としています。

ア 大分類 A（農業、林業）に属する個人経営の事業所

イ 大分類 B（漁業）に属する個人経営の事業所

ウ 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち小分類 792—家事サービス業に属する事業所

エ 大分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類 96—外国公務に属する事業所

(4) 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位としました。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所としています。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けています。

ア 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査しました。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査しました。

イ 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所としました。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所としました。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査しました。

ウ 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所としました。ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査しました。

(5) 調査の方法

調査は調査員による調査（以下「調査員調査」という。）と、総務省、経済産業省、都道府県及び市区による調査（以下「直轄調査」という。）の2種類からなります。

ア 調査員調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、イにおける特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集はオンライン又は調査員による回収により行いました。

イ 直轄調査

複数事業所を有する企業等については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省及び経済産業省が郵送により行い、収集は市区、都道府県、総務省、経済産業省の担当区分に応じて、オンライン又は郵送により行いました。

また、特定の単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の事業所）及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行いました。

(6) 調査事項

各調査票により、53 事項を調査しました。詳細については、各調査票を参照してください。

2 集計対象

(1) 事業所に関する集計、企業等に関する集計

事業所に関する集計は、全ての事業所を対象に、詳細な事項について、事業所数などを集計したものです。

企業等に関する集計は、経営組織が個人経営、外国の会社を除く株式・有限・相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社並びに会社以外の法人を対象に、詳細な事項について、企業等数（又は企業数）などを集計したものです。

(2) 売上（収入）金額等を含む事業所に関する集計

売上（収入）金額等の集計については、必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計しています。

3 用語の解説

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ・一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- ・従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

ア 出向・派遣従業員のみ事業所

当該事業所に所属する従業員が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいいます。

イ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容が不明の事業所をいいます。

(2) 従業員

当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業員に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業員は、賃金・給与を支給されていなくても従業員としています。

ア 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいる人をいいます。なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人です。

イ 無給の家族従業員

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれます。

ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいいます。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれません。

エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は1か月を以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

オ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいいます。

カ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいいます。

キ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

ク 他への出向・派遣従業者

従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

(3) 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

(4) 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成27年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類しています。

(5) 経営組織

ア 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいいます。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれます。

イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。以下の会社及び会社以外の法人が該当します。

ウ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいいます。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいいます。

なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではありません。

エ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社を除く法人をいいます。例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれます。

オ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいいます。例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。

(6) 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

(7) 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいいます。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となります。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としています。

(8) 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としています。

(9) 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成 27 年 1 年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に準じて分類しています。

(10) 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により、以下の 2 つに区分しています。

ア 単一事業所企業

単独事業所の企業等をいいます。

イ 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいいます（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業等を含みます。）。

(11) 単独・本所・支所の別

ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

イ 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいいます。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。

ウ 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としています。支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。なお、経営組織が外国の会社は支所としています。

(12) 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

(13) 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいいます。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としています。

(14) 事業活動

事業所又は企業等の産業分類を格付けする際は原則として、売上（収入）金額の最も多い主業によりますが、実際には主業以外にも複数の事業を行っている場合があり、行っている事業を売上（収入）金額で捉えたものをいいます。

4 その他

(1) この報告書の第14表については、総務省の公表数値によるものであり、それ以外の表については、本市が独自集計したものです。したがって、本市が独自集計した表の数値については、総務省から公表されている数値とは相違する場合があります。

(2) 売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成27年1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成28年6月1日現在の数値です。

(3) 一部の分類事項については、総数に不詳を含んでおり、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。

(4) 単位未満の数値は、四捨五入しているため、総数とその内訳の合計とは必ずしも一致しません。

(5) 諸記号の約束

—	該当なし	…	不詳
0	単位未満	△	マイナス
X	数値を秘匿した箇所		

(6) 不詳について

売上（収入）金額は、事業所単位での把握を行っていない以下の産業（ネットワーク型産業）については「…」(不詳)としました。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」

(7) 秘匿について

集計対象となる事業所の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、経理事項の数値を秘匿した箇所です。また、集計対象数が3以上の事業所に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の事業所の当該数値が判明する箇所は、併せて「X」としました。

(8) 市域、行政区域及び町丁・大字名は、平成28年6月1日現在のものです。

(9) 所管別

行政区において、出張所が置かれている場合は、各出張所の所管区域を「○○出張所管内」と、それ以外の区域を「○○区出張所管外」と表記し、所管別を表しました。